

企業進出・設備投資を 応援します！



目的

産業振興や雇用機会の拡大により、町の経済活性化を図るため、木古内町への新規企業立地や、既存事業者の設備投資等に対して助成を行う。

助成対象

- 新設…町外の事業者が新たに事業所を設置する場合、または、町内の事業者が新たな事業分野の事業所を設置する場合。
ただし、常用雇用者を2人以上新規雇用した事業所に限る。
- 移転…町内の事業者が従来の施設の営業を廃止し、町内の別の場所で事業所を設置する場合。
ただし、常用雇用者を2人以上新規雇用した事業所に限る。
- 増設…町内の事業者が事業規模を拡大することを目的に、同一業種の対象施設を設置、または現在の敷地内や隣接地に拡充する場合。
ただし、常用雇用者を2人以上新規雇用した事業所に限る。
- 更新…町内の事業者が施設の生産性の向上を目的に、施設を改築、または改修等を行う場合。
ただし、常用雇用者を1人以上新規雇用した事業所に限る。
- 外国人技能実習生…出入国管理及び難民認定法に掲げる在留資格「技能実習」をもって活動する者を受け入れた場合。
- 常用雇用者…雇用保険法に規定する町内在住の被保険者で、事業者と期間の定めのない雇用契約を結んだ1週間の所定労働時間が30時間以上の者を前年度と前々年度の平均常用雇用者数を比較して増加した場合。

北海道木古内町

助成金額及び条件等

区 分	助成対象	助成等の内容・要件
事業所用地 取得助成金	新設・増設・移転し たときの土地取得	<ul style="list-style-type: none"> ・助成率：20% ・1回限り ・常用雇用者を2人以上新規雇用 ただし、最低投資額は500万円以上とし、助成上限は1,000万円とする。
事業所 建設助成金	建築及び設備投資、 新築したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・助成率：10% ・1回限り ・常用雇用者を2人以上新規雇用 ただし、最低投資額は2,000万円以上とし、助成上限は5,000万円とする。
事業所 更新助成金	建築及び設備投資、 改築・改修、増設・ 更新したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・助成率：10% ・1回限り ・常用雇用者を1人以上新規雇用 ただし、最低投資額は100万円以上とし、助成上限は1,000万円とする。
事業所賃貸 支援助成金	家屋又はオフィスを 借用した場合の賃 貸料	<ul style="list-style-type: none"> ・助成率：50% ・常用雇用者を2人以上新規雇用 ただし、最低賃借料は年額60万円以上で、助成上限額は3年間で360万円とする。
雇用奨励 助成金	平均常用雇用者が 増加した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・助成額：1人につき、月額5万円。 ・交付期間は3年間 ただし、10人を限度とし、平均常用雇用者数の小数点以下は切り捨てる。
外国人技能実習生 受入助成金	外国人技能実習生 を受け入れた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・助成額：1人につき、年額15万円。 ・交付期間は3年間 ただし、5人を限度とする。
町有地無償貸付	新設・増設・移転し たときの土地貸付	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付期間は10年間 ・常用雇用者を2人以上新規雇用

問合わせ先

木古内町役場 まちづくり未来課 まちづくりグループ

☎01392(2)3131

2022年4月版